

社団法人全国年金住宅融資法人協会役員候補者の公募について

社団法人全国年金住宅融資法人協会（以下「当協会」という。）の役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

1. 公募する役員候補者

理事（常務理事候補者） 1 名

2. 任 期

2 年 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日

（ただし、一般社団法人として平成 2 5 年 4 月 1 日に移行した場合は、その後の平成 2 5 年の総会の日まで）

3. 当協会の概要等

別紙「当協会の概要及び職務内容書」をご覧ください。

4. 選考方法等

（1）第一次選考（書類選考）

選考結果は、その合否を応募者全員にご連絡します。

（2）第二次選考（面接選考）

第一次選考合格者に対し、個別にご連絡します。

第二次選考結果は、その合否について第二次選考を受けた方全員にご連絡します。

（3）第二次選考の面接により選考された候補者は、その後開催（3 月 2 6 日）される総会で理事として選任された場合、会長が理事会の同意を得て常務理事に指名する予定です。

5. 応募方法

（1）応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

①履歴書

・ JIS 規格履歴書を用い、最近 3 ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付してください。

②職務経歴書

・ 任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載してください。

③応募動機・自己アピール文書

・ A 4 版 2 0 0 0 字以内

（2）応募書類送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-17 号

虎ノ門センタービルディング 2 階

社団法人全国年金住宅融資法人協会 事務局

(3) 応募書類の提出期限

平成24年2月10日(金) 必着

(4) 応募に関する問合せ

社団法人全国年金住宅融資法人協会 事務局(安井)

電話: 03(3591)7282(直通)

6. その他

(1) 応募書類は、可否に関わらず返却はいたしません。

(2) 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

(3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

(4) 選考経過及び選考結果等に関するお問合せは、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

【別 紙】

当協会の概要及び職務内容

1. 法人名 特例民法法人 社団法人全国年金住宅融資法人協会

2. 法人の業務概要等

(1) 設立年月日

昭和59年12月20日（厚生大臣設立認可）

(2) 設立目的

当協会は、年金制度をはじめとする社会保障制度の普及啓発等を行うとともに、会員が行う被保険者住宅融資事業等の適正、かつ、円滑な運営を推進し、もって、年金被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業概要

1) 年金住宅融資統合団信信用生命保険に関する事業

2) 年金制度をはじめとする社会保障制度の普及啓発及び情報提供

3) 会員の経営安定に関する助言及び調査研究等

3. 職務内容

(1) 当協会の重要な経営方針の立案に参画するものとし、全体の業務に関する総合調整を行う。

(2) 当協会の業務・運営方針を統括し、必要に応じて、事業の見直し等を関係者と総合的に調整する。

(3) 年金住宅融資統合団信信用生命保険の健全な運営を図るため、生命保険会社の情報の収集及び契約等に関する調整折衝を行う。

(4) 当協会の事業の健全な発展を図るため、社会保障制度の普及・啓発・情報提供及び会員に対する経営安定に関する助言・調査研究等を行う。

(5) 厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構等関係機関との調整折衝を行う。

4. 必要な資格、経験等

(1) 就任時点（平成24年4月）において、年齢が70歳未満であること。

(2) 当協会の業務を的確に統括管理するための経験と能力を有するとともに、業務の改善・効率化を進めるための経験と能力を有していること。

(3) 当協会の組織の管理及び業務に関し、諸機関との円滑な渉外や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有すること。

(4) 公益法人制度改革に伴う新法人への移行を平成24年度に予定しており、移行に当たっての公益法人制度改革全般にわたる基本的な知識を有していること。

(5) 中立性、公平性を担保し、在任中は利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。

(6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

5. 勤務条件

(1) 勤務形態

- ・常勤（兼業・兼職は禁止）

(2) 勤務地

- ・東京都港区虎ノ門1-16-17 虎ノ門センタービルディング2階

(3) 勤務時間等

- ・役員のため勤務時間、休暇の定めなし

(4) 給与

- ・役員給与規程による（年収890万円程度）

(5) 福利厚生

- ・健康保険、厚生年金、健康診断

6. 参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）